

静岡県告示第595号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年8月22日

静岡県知事 鈴木 康友

1 区域の名称

伊東市吉田 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
伊東市		吉田		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号から9号までを結んだ線に囲まれた区域
			樋洞	758－11 1号
			〃	758－1 2号
			〃	757－5 3号
			〃	758－3 4号
			〃	758－3 5号
			〃	758－2 6号
			鴨池	725－11 7号
			樋洞	758－1 8号
			〃	758－1 9号